

鳴戸健次	パンダ接骨鍼灸院山本院	広島市安佐南区山本三丁目12-9	柔道整復	平成27年9月15日
土井幸恵	パンダ接骨鍼灸院山本院	広島市安佐南区山本三丁目12-9	柔道整復	平成27年10月5日
村上友理、坂倉良和、北村章太郎	パンダ接骨鍼灸院山本院	広島市安佐南区山本三丁目12-9	はり・きゅう	平成27年9月15日

広島市告示第544号

平成27年10月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アイリーフ	アイリーフ居宅介護支援事業所五日市	広島市佐伯区八幡二丁目23番26号	平成27年10月31日	居宅介護支援

広島市告示第547号

平成27年10月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

- 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
  - 名称  
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
  - 所在地  
相模原市中央区富士見6-1-20
- 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
  - 名称  
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
  - 主たる事務所の所在地  
相模原市中央富士見6-1-20
  - 代表者の氏名  
会長 戸塚 英明
- 委託開始年月日  
平成27年10月2日
- 委託事務の内容  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）

5 居宅サービス等の提供の有無  
無し

広島市告示第548号

平成27年10月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会学校教育課学事課物品出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた物品分任出納員  
志屋小学校 教頭 梅田 広晴
- 委任した事務  
志屋小学校における物品の出納保管に関する事務
- 委任年月日  
平成27年10月28日

広島市告示（中区）第206号

平成27年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第207号

平成27年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第208号

平成27年10月2日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第209号

平成27年10月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第210号

平成27年10月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第211号

平成27年10月7日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第212号

平成27年10月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第213号

平成27年10月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第214号

平成27年10月9日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第215号

平成27年10月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第216号

平成27年10月13日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第217号

平成27年10月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第218号

平成27年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第219号

平成27年10月16日

袋町小学校地下自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第220号

平成27年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第221号

平成27年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第222号

平成27年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第223号

平成27年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第224号

平成27年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第225号

平成27年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第226号

平成27年10月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第227号

平成27年10月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第228号

平成27年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第229号**

平成27年10月30日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第96号**

平成27年10月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第97号**

平成27年10月1日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第1項の規定に基づき、平成4年9月4日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した原山町内会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

田中 久男 広島市東区福田八丁目43番1号を

岩崎 忠信 広島市東区福田八丁目40番17号に変更する。

2 事務所の所在地の変更

広島市東区福田八丁目43番1号を

広島市東区福田八丁目40番17号に変更する。

~~~~~  
**広島市告示(東区)第98号**

平成27年10月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第99号**

平成27年10月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第100号**

平成27年10月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第101号**

平成27年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第102号**

平成27年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第103号**

平成27年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第104号

平成27年11月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（南区）第134号

平成27年10月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第135号

平成27年10月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第136号

平成27年10月1日

天神側駅南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第137号

平成27年10月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第138号

平成27年10月5日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第139号

平成27年10月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第140号

平成27年10月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第141号

平成27年10月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第142号

平成27年10月9日

青崎一丁目自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略



広島市告示(南区)第143号

平成27年10月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第144号

平成27年10月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第145号

平成27年10月19日

広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第四駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第146号

平成27年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第147号

平成27年10月23日

青崎一丁目自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第148号

平成27年10月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第149号

平成27年10月29日

広島駅南口第二駐輪場、広島駅南口第三駐輪場B及び稲荷町駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第150号

平成27年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第151号

平成27年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第107号

平成27年10月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第108号

平成27年10月1日

平成22年11月30日付け広島市告示(西区)第165号で告示した内容を、次のとおり訂正します。

その関係図面は、平成27年10月1日から同月15日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供しま

す。

広島市長 松井一實

(訂正前)

| 区分 | 路線名等      | 所在(起点及び終点)                       |
|----|-----------|----------------------------------|
| 里道 | 西5区146号里道 | 井口二丁目 甲793番13地先から井口二丁目 806番1地先まで |

(訂正後)

| 区分 | 路線名等      | 所在(起点及び終点)                       |
|----|-----------|----------------------------------|
| 里道 | 西5区147号里道 | 井口二丁目 甲793番13地先から井口二丁目 806番1地先まで |

広島市告示(西区)第109号

平成27年10月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第110号

平成27年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第111号

平成27年10月19日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成27年10月19日
- 3 道路の位置 広島市西区已斐西町の2264番8の一部及び3044番の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00~6.10メートル  
延長 45.51メートル

広島市告示(西区)第112号

平成27年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第113号

平成27年10月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第114号

平成27年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第115号

平成27年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第116号

平成27年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第104号

平成27年10月13日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第19号
- 2 廃止年月日 平成27年10月13日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区相田二丁目の231番3の一部、231番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m  
延長 28.50m

広島市告示(安佐南区)第106号

平成27年10月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月19日から同年11月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                   | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|-----------|------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区18号線 | 広島市安佐南区東野二丁目929番地1地先から | 旧   | 1.75<br>～<br>3.45 | 9.30  |
|       |           | 広島市安佐南区東野二丁目929番地1地先まで | 新   | 2.85<br>～<br>3.60 | 9.30  |
| 市道    | 安佐南2区24号線 | 広島市安佐南区東野二丁目925番地1地先から | 旧   | 2.85<br>～<br>3.10 | 12.60 |
|       |           | 広島市安佐南区東野二丁目926番地5地先まで | 新   | 3.45<br>～<br>3.60 | 12.60 |

広島市告示(安佐南区)第107号

平成27年10月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月19日から同年11月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                             | 供用開始の期日     |
|-------|-----------|--------------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐南2区18号線 | 広島市安佐南区東野二丁目929番地1地先から<br>広島市安佐南区東野二丁目929番地1地先まで | 平成27年10月19日 |
| 市道    | 安佐南2区24号線 | 広島市安佐南区東野二丁目925番地1地先から<br>広島市安佐南区東野二丁目926番地5地先まで | 平成27年10月19日 |

広島市告示(安佐南区)第108号

平成27年10月22日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月22日から同年11月5日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                    | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|-----------|-------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区97号線 | 広島市安佐南区古市二丁目1623番地1地先から | 旧   | 2.61<br>～<br>2.75 | 39.80 |
|       |           | 広島市安佐南区古市二丁目1623番地4地先まで | 新   | 4.16<br>～<br>6.65 | 39.80 |

広島市告示(安佐南区)第109号

平成27年10月22日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月22日から同年11月5日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                               | 供用開始の期日     |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐南2区97号線 | 広島市安佐南区古市二丁目1623番地1地先から<br>広島市安佐南区古市二丁目1623番地4地先まで | 平成27年10月22日 |

広島市告示(安佐南区)第110号

平成27年10月26日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年9月30日及び同年10月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第111号

平成27年10月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月27日から同年11月10



日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                               | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南2区178号線 | 広島市安佐南区大町西一丁目230番地1地先から<br>広島市安佐南区大町西一丁目230番地1地先まで | 旧   | 2.40<br>～<br>3.10 | 12.40 |
|       |            |                                                    | 新   | 6.00<br>～<br>6.60 | 12.40 |

広島市告示(安佐南区)第112号

平成27年10月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月27日から同年11月10日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                               | 供用開始の期日     |
|-------|------------|----------------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐南2区178号線 | 広島市安佐南区大町西一丁目230番地1地先から<br>広島市安佐南区大町西一丁目230番地1地先まで | 平成27年10月27日 |

広島市告示(安佐南区)第113号

平成27年10月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第20号
- 2 指定年月日 平成27年10月27日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目829番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.4m  
延長 34.80m

広島市告示(安佐南区)第114号

平成27年10月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 平成27年10月27日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内二丁目1690番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.2m  
延長 34.90m

広島市告示(安佐南区)第115号

平成27年10月28日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により屋外広告物を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 松井一實

- 1 屋外広告物を除却した日 平成27年10月15日
- 2 屋外広告物を除却した場所 安佐南区内
- 3 除却した屋外広告物の種類及び数量 はり札 1
- 4 保管を開始した日 平成27年10月15日
- 5 保管している場所及び返還手続きを行う場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 電話082-831-4948
- 6 返還手続きを行う日時 月曜日～金曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日及び8月6日を除く。) 午前9時から午後4時まで

広島市告示(安佐南区)第116号

平成27年10月28日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により屋外広告物を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 松井一實

- 1 屋外広告物を除却した日 平成27年10月20日
- 2 屋外広告物を除却した場所 安佐南区内
- 3 除却した屋外広告物の種類及び数量 立看板 6
- 4 保管を開始した日 平成27年10月20日

- 5 保管している場所及び返還手続きを行う場所  
広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
電話082-831-4948
- 6 返還手続きを行う日時  
月曜日～金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日及び8月6日を除く。）  
午前9時から午後4時まで

広島市告示（安佐北区）第138号

平成27年10月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月15日から同月29日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区425号線 | 安佐北区亀山七丁目503番1地先から<br>安佐北区亀山七丁目503番3地先まで | 旧   | 2.30<br>～<br>2.65 | 10.50    |
|       |            |                                          | 新   | 2.65<br>～<br>3.32 |          |

広島市告示（安佐北区）第139号

平成27年10月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月15日から同月29日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日     |
|-------|------------|------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐北3区425号線 | 安佐北区亀山七丁目503番1地先から<br>安佐北区亀山七丁目503番3地先まで | 平成27年10月15日 |

広島市告示（安佐北区）第140号

平成27年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第141号

平成27年10月20日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口北側駐輪場、中島駅駐輪場、玖村駅駐輪場、安芸矢口駅駐輪場及び上深川駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年10月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第142号

平成27年10月29日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年10月29日から同年11月12日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                                           |
|----|-------------|------------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区153号里道 | 安佐北区可部町大字今井田字柳瀬665番1地先から<br>安佐北区可部町大字今井田字柳瀬665番1地先まで |

広島市告示（安佐北区）第143号

平成27年10月29日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成27年10月29日から同年11月12日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                                          |
|----|--------------|-----------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区4476号里道 | 安佐北区可部町大字今井田字柳瀬672番地先から<br>安佐北区可部町大字今井田字柳瀬686番4地先まで |

広島市告示（安芸区）第77号

平成27年10月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第78号

平成27年10月13日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、10月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第79号

平成27年10月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月27日から平成27年11月10日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                    | 敷地の延長        |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-----|--------------------------|--------------|
| 市道    | 安芸1区302号線 | 広島市安芸区瀬野三丁目1043番1地先から広島市安芸区瀬野三丁目1043番8地先まで | 旧   | メートル<br>3.1<br>～<br>4.7  | メートル<br>39.3 |
|       |           |                                            | 新   | メートル<br>4.7<br>～<br>5.02 | メートル<br>39.3 |

広島市告示(安芸区)第80号

平成27年10月27日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月27日から平成27年11月10日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日     |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安芸1区302号線 | 広島市安芸区瀬野三丁目1043番1地先から広島市安芸区瀬野三丁目1043番8地先まで | 平成27年10月27日 |

広島市告示(安芸区)第81号

平成27年10月27日

広島市自転車の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第82号

平成27年10月27日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、10月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第83号

平成27年10月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成27年10月28日
- 3 道路の位置 広島市安芸区瀬野三丁目1044番6の一部、1044番7、1045番4の一部、1045番5、1047番10の一部、1047番13の一部、1047番15、1047番18、1047番21
- 4 幅員 5.00メートル
- 5 延長 130.21メートル

広島市告示(安芸区)第84号

平成27年10月30日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 平成27年10月30日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野七丁目3696番1及び3696番2の各一部
- 4 幅員 5.0～6.0メートル
- 5 延長 41.61メートル

広島市告示(佐伯区)第135号

平成27年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第136号

平成27年10月2日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年9月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第137号

平成27年10月13日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年10月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第138号

平成27年10月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月16日から同月30日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|----------|--------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯3区85号線 | 佐伯区坪井一丁目1291番地1地先から<br>佐伯区坪井一丁目1292番地3地先まで | 旧   | メートル<br>1.80<br>～<br>2.80 | メートル<br>23.50 |
|       |          |                                            | 新   | メートル<br>1.80<br>～<br>4.60 | メートル<br>23.50 |

広島市告示（佐伯区）第139号

平成27年10月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年10月16日から同月30日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始                                       | 供用開始の期日     |
|-------|----------|--------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 佐伯3区85号線 | 佐伯区坪井一丁目1291番地1地先から<br>佐伯区坪井一丁目1292番地3地先まで | 平成27年10月16日 |

広島市告示（佐伯区）第140号

平成27年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第141号

平成27年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第142号

平成27年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第143号

平成27年10月23日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年10月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第144号

平成27年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第145号

平成27年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第146号

平成27年10月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、認定を取消しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

- 1 団地の名称  
五日市住宅
- 2 団地の区域  
広島市佐伯区楽々園六丁目1065-3、1065-31、1065-33
- 3 認定取消年月日及び番号  
平成27年10月30日 第H27認定通知広島市建80001号
- 4 既認定年月日及び番号  
平成24年9月18日 第H24認定通知広島市建0000

5号

区告示

広島市東区告示第57号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出 由美

記

| 氏名    | 住民票記載の住所               | 職権処理の内容 |
|-------|------------------------|---------|
| 石崎 英彦 | 広島市東区山根町27番1-1<br>204号 | 職権削除    |

広島市東区告示第58号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出 由美

記

| 氏名   | 住民票記載の住所                 | 職権処理の内容 |
|------|--------------------------|---------|
| 掛 秀二 | 広島市東区矢賀六丁目4番17<br>-1003号 | 職権削除    |

広島市東区告示第59号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出 由美

記

| 氏名    | 住民票記載の住所                  | 職権処理の内容 |
|-------|---------------------------|---------|
| 前田 辰美 | 広島市東区戸坂出江二丁目5番<br>18-103号 | 職権削除    |

広島市東区告示第60号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）



号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名    | 住民票記載の住所               | 職権処理の内容 |
|-------|------------------------|---------|
| 山根 誠治 | 広島市東区戸坂千足一丁目16番37-302号 | 職権削除    |

広島市東区告示第61号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名     | 住民票記載の住所         | 職権処理の内容 |
|--------|------------------|---------|
| 北面 和子  | 広島市東区馬木八丁目950番地6 | 職権削除    |
| 北面 恵美里 | 広島市東区馬木八丁目950番地6 | 職権削除    |
| 北面 安奈  | 広島市東区馬木八丁目950番地6 | 職権削除    |

広島市東区告示第62号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名     | 住民票記載の住所              | 職権処理の内容 |
|--------|-----------------------|---------|
| 下田 きよみ | 広島市東区矢賀新町五丁目9番12-101号 | 職権削除    |

広島市東区告示第63号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名    | 住民票記載の住所                     | 職権処理の内容 |
|-------|------------------------------|---------|
| 西内 寛人 | 広島市東区戸坂桜西町3番21-102号 ベストハウス戸坂 | 職権削除    |

広島市南区告示第17号

平成27年10月19日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原範朗

記

| 氏名    | 住民票の住所                | 職権処理の内容 |
|-------|-----------------------|---------|
| 櫻田 守  | 広島市南区字品神田二丁目2番10号     | 消除      |
| 荻敷 孝志 | 広島市南区西蟹屋三丁目12番10-402号 | 消除      |
| 稲富 喜好 | 広島市南区仁保新町二丁目9番11号     | 消除      |

広島市南区告示第18号

平成27年10月27日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原範朗

記

| 氏名    | 住民票の住所               | 職権処理の内容 |
|-------|----------------------|---------|
| 福島 哲  | 広島市南区字品神田二丁目9番12号    | 消除      |
| 市川 裕貴 | 広島市南区出汐一丁目17番25-301号 | 消除      |
| 坪内 英二 | 広島市南区出島一丁目16番3-623号  | 消除      |
| 天野 洋子 | 広島市南区比治山町3番7-202号    | 消除      |

広島市安佐南区告示第4号

平成27年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 谷山勝彦

記